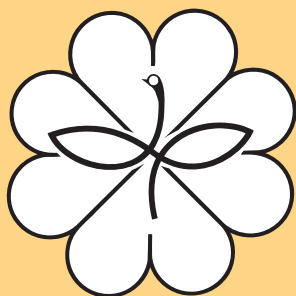


民生委員・児童委員

主任児童委員

活動ハンドブック



—8つの分野の活動Q&A—

目次

作成の趣旨	2
民生委員制度の歴史	3
組織	4
民生委員・児童委員、主任児童委員とは	5
活動Q&A	7
Q&A目次	9
〈分野1〉高齢	12
〈分野2〉障がい者	19
〈分野3〉児童	21
〈分野4〉生活困窮者	25
〈分野5〉災害	27
〈分野6〉民児協活動	29
〈分野7〉個人情報	36
〈分野8〉その他	39
参考資料	47
担当区域の関係機関・団体の連絡先一覧	48

民生委員児童委員信条

- 一、わたくしたちは、隣人愛をもって、社会福祉の増進に努めます。
- 一、わたくしたちは、常に地域社会の実情を把握することに努めます。
- 一、わたくしたちは、誠意をもって、あらゆる生活上の相談に応じ、自立の援助に努めます。
- 一、わたくしたちは、すべての人々と協力し、明朗で健全な地域社会づくりに努めます。
- 一、わたくしたちは、常に公正を旨とし、人格と識見の向上に努めます。

児童憲章 前文

われらは、日本国憲法に精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。
児童は、社会の一員として重んぜられる。
児童は、よい環境のなかで育てられる。

作成の趣旨

令和2年以降、新型コロナウイルスの影響で社会は大きく変化しました。コロナ禍であっても地域住民にとっての身近な相談相手という民生委員・児童委員の役割は変わることなく重要です。

また、一斉改選により3年に一度、組織の体制が新しくなりますが、地域での民生委員・児童委員、主任児童委員活動は継続されることが大切です。

社会が寄せる民生委員・児童委員、主任児童委員活動への期待は大きく、活動内容も多岐にわたることから、委員の負担感や活動への不安などを感じることがあると思います。

そこで、県内の民生委員・児童委員、主任児童委員の皆さまの活動の一助となるように「民生委員・児童委員、主任児童委員活動ハンドブック」を作成しました。昨今、新しく民生委員・児童委員、主任児童委員になれる方が増えてきています。そのためにも、このハンドブックが重要となります。

日頃の活動について確認でき、その内容を参考にして実践することができるものとなっております。委員一人ひとりのお手元に置いていただくとともに、地区の定例会や研修会などの場で、地域ごとの活動の確認や意見交換などの際に活用していただき、さらに充実したハンドブックにしていただければ幸いです。

令和4年10月

一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会

民生委員制度の歴史

①済世顧問制度

大正6(1917)年5月12日に、当時、岡山県知事であった笠井信一氏は、ドイツの「救貧委員制度」などを参考にして、「岡山県済世顧問設置規程」を公布し、民生委員制度の源と言われる済世顧問制度が発足しました。

②方面委員制度・福利委員制度

翌年の大正7(1918)年、当時の大阪府知事であった林市蔵氏と小河滋次郎法学博士によって「大阪府方面委員規程」が公布され、方面委員制度が発足しました。その後、大正8(1919)年に埼玉県の福利委員制度が創設されるなど、他の道府県でも独自の見解や方針を織り込みながら同様の委員制度が創設され、昭和の初めまでに方面委員制度は全国に普及しました。

③全国統一の制度へ

昭和2(1927)年に第1回全国方面委員大会が開催され、救護法の制定を求める議論や、方面委員制度の法制化について建議することなどが決議されました。

救護法が昭和4(1929)年に制定、昭和7(1932)年に実施されたことで、方面委員は救護法実施に伴う補助機関である救護委員として任命されました。また、各種社会事業の実施において複数の役割を占めるようになっており、それらを執行するため、各都道府県、市町村の任意により設置されていた制度の全国統一に向けた法制化が必要とされ、昭和11(1936)年に「方面委員令」が制定され全国的な制度として方面委員制度が誕生しました。

④民生委員・児童委員へ

昭和21(1946)年、旧生活保護法制定にあわせ「方面委員令」に代わり「民生委員令」が制定されました。「民生」とは「国民の生活、生計」を意味しており、その改善、向上を担う委員であることと、生活全般の相談に応じる役割を表す名称とされました。

また、昭和22(1947)年に、児童福祉法が制定され、民生委員は児童委員を兼ねることとされました。平成6(1994)年に、少子化や児童虐待などの複雑・多様化する児童問題に対応するため、「主任児童委員制度」が創設されました。

⑤ 民生委員法の制定と改正

昭和23(1948)年に「民生委員法」が制定され、地域福祉増進のための幅広い活動を行うことになりました。

平成12(2000)年に、社会福祉基礎構造改革が実施され、民生委員法も活動の理念と職務内容に関する改正が行われ、民生委員は地域福祉の推進の担い手として明確に位置付けられました。

平成29(2017)年に民生委員制度創設100周年を迎えました。

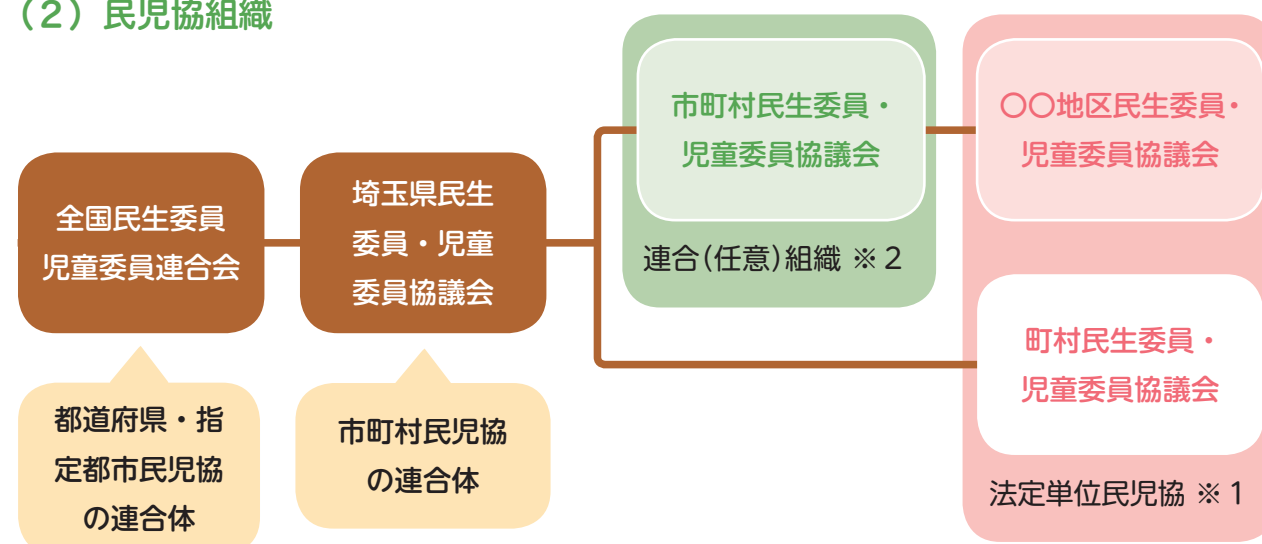
組織

(1) 民生委員・児童委員協議会

民生委員・児童委員を構成員とする組織で、一般に「民児協」と呼ばれます。

民児協は、個々の委員活動のサポート、また困難な課題を抱える世帯への支援方法の共有・検討、委員への研修、地域のサロン活動、災害時での対応名簿作成協力、マップ作り、共同募金等組織的な活動を行っています。

(2) 民児協組織



※1 法定単位民児協・・・市(区)、町、村にあって、民生委員法に基づき一定区域ごとに置かれる組織。「単位民児協」「地区民児協」とも呼ばれます。

※2 連合(任意)民児協・・・市・区または郡、都道府県・指定都市に組織されます。

(3) 埼玉県民生委員・児童委員協議会

埼玉県では渋沢栄一子爵の助言指導のもとに、大正8(1919)年7月に福利委員

制度を設置し、昭和23(1948)年、「埼玉県民生委員連盟」を結成。

福祉団体が再編成される流れの中、昭和26(1951)年に解散しましたが、埼玉県社協の民生児童委員部会を活動連絡の場として地域社会福祉の推進のために中核的な役割を果たしてきました。

昭和35(1960)年9月、民生委員・児童委員の立場から民間社会福祉活動の振興に寄与するため「埼玉県民生委員・児童委員協議会」を設立。昭和48(1973)年4月に法人格を取得、平成24(2012)年4月1日から「一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会」として新たな組織体制に移行しました。

埼玉県民児協では、研修部会、地区民児協支援部会、広報部会、主任児童委員部会の4つの部会を中心に、県内全ての委員活動に資するため、活動の強化推進に関する調査研究、情報提供、研修などの事業を展開しています。

民生委員・児童委員、主任児童委員とは

(1) 民生委員・児童委員、主任児童委員とは

①民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。

②民生委員は児童委員を兼ねています(児童福祉法第16条)。

③子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員は、児童委員の中から厚生労働大臣により指名されます(児童福祉法第16条)。

平成6(1994)年1月、子育てを社会全体で支える「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」を進めるために、児童委員活動の一層の推進を図るべく制度化されました。

④任期は3年です(再任可)。

⑤給与の支給はなく、ボランティアとして活動しています。ただし、活動に要する交通費等に充てる「実費弁償費」が支給されます。

⑥民生委員・児童委員は、厚生労働大臣が定める基準を踏まえつつ、都道府県(指定都市、中核市)の条例により市町村ごとの定数(人数)が定められており、全国で約23万人が活動しています。

⑦民生委員・児童委員は、一人ひとりが担当する区域が決まっています。

主任児童委員は単位民児協の委員定数に応じた人数の配置となるため、担当区域はもたず、区域担当の民生委員・児童委員と連携して活動します。

(2) 民生委員・児童委員の役割と職務とは

①民生委員・児童委員は、地域住民の「身近な相談相手」であるとともに、「支援へのつなぎ役」です。住民の立場に立って、生活上のさまざまな相談にのり、必要に応じて行政や福祉サービス等の情報提供をしたり、そのような機関等につなぐなどにより、住民自ら課題を解決するための支援を行います。

また、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

②民生委員・児童委員には守秘義務があります(民生委員法第15条)。

③民生委員の主な職務(民生委員法第14条)。

- ◆住民の生活状態を適切に把握する。
- ◆援助を必要とする人に相談や助言、援助を行う。
- ◆援助を必要とする人に福祉サービスについての情報提供などの援助を行う。
- ◆関係行政機関の業務に協力する。
- ◆社会福祉事業や活動への支援、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

④児童委員の職務は、児童および妊産婦についての上記の活動に加え、児童健全育成に関する気運の醸成に努める(児童福祉法第17条)。

⑤主任児童委員の職務は、児童福祉関係機関と区域担当児童委員との連絡調整、区域担当児童委員の活動に対する援助・協力を行うこと。

民生委員・児童委員徽章



民生委員・児童委員のバッジ
(昭和35年一般公募による)

クローバーは、幸福のしるし
鳩は、平和の象徴
鳩が表す「み」は、民生委員
「双葉」は、児童委員

活動Q & A

分野

1. 高齢者
2. 障がい者
3. 児童
4. 生活困窮者
5. 災害
6. 民児協活動
7. 個人情報
8. その他

このQ&Aは皆さんの活動の参考にしてください。

分野1 高齢者 ページ

1-01	外泊するので、父(認知症疑い)と留守番してほしいと依頼されたとき	12
1-02	ゴミ出し、掃除、庭の草取り、買い物、付き添いを依頼されたとき	12
1-03	1人暮らしの高齢者の認知症が進んできたと感じたとき	13
1-04	地域住民から認知症の疑いがある方の情報提供があったとき	13
1-05	希望をかなえるヘルプカードとは？	13
1-06	認知症の人が行方不明になった場合の連絡先は？	14
1-07	最近、姿を見なくなったときの対応は？	14
1-08	家の中で倒れているかもしれないと思ったときの対応は？	15
1-09	施錠された家の中で倒れている人を発見したら？	16
1-10	身寄りのない単身者が亡くなったら？(生活保護受給者ではない場合)	16
1-11	身寄りのない単身者が亡くなったら？(生活保護受給者の場合)	17
1-12	世話になりたくないという人への対応は？	17
1-13	虐待の疑いがある場合の対応は？	18
1-14	大型台風襲来の予報により、心細いとの連絡があった場合の対応は？	18

分野2 障がい者 ページ

2-01	障がい者が困っているときの相談先は？	19
2-02	障がいのある方が虐待を受けているかもしれないときの対応は？	19
2-03	ヘルプマークとヘルプカードとは？	20

分野3 児童 ページ

3-01	近隣の方から「子どもを虐待しているようだ」と連絡があったとき	21
3-02	夕方、遅くまで一人で近くの公園で遊んでいる子どもを見かけるとき	21
3-03	夏休み中の見守りや問題家庭の見守りを学校から依頼されたら？	22
3-04	毎日、学校まで付き添ってほしいと依頼されたら？	23
3-05	出かける間、孫を預かってほしいと依頼されたら？	23
3-06	学校から不登校児童の様子を見てきてほしいと依頼されたら？	24

分野4 生活困窮者 ページ

4-01	生活が苦しいからお金を貸してほしいと頼まれたとき	25
4-02	ひとり親家庭から電気を止められたと相談されたとき	25
4-03	近所のごみ屋敷について相談されたとき	26

分野5 災害 ページ

5-01	災害発生時の指針はありますか。	27
5-02	担当区域内で災害が起きたとき、何か対応するのでしょうか？	28

分野6 民児協活動 ページ

6-01	定例会は出席しなくてはならないのですか？何をするのですか？	29
6-02	活動中に遭遇する諸々の出来事にどう対応したらよいか、悩みます。	29
6-03	見守り対象者の家庭に、どのくらいの頻度で訪問すればいいのでしょうか？	30
6-04	生活状態を把握するためには、一軒一軒訪問しなくてはいけないの？	30
6-05	入院時の保証書や手術の同意書の署名を求められたら？	31
6-06	支援している方が救急搬送されたとき、救急車への同乗は？	31
6-07	見守りを近所の人にも頼みました。大丈夫ですね？	32
6-08	オートロックタイプのマンションの見守り方を教えてください。	32
6-09	私はおしゃべりなのですが、民生委員・児童委員はできますか？	33
6-10	近所のこと、家族間のことの相談の対応は？	33
6-11	民生委員・児童委員で大変な仕事よね！の声に。	34
6-12	役所等への申請手続きに伴う証明を求められたら？	34
6-13	未受給年金を受給するための生計同一証明を依頼されたとき	35
6-14	民生委員・児童委員は、選挙運動ができますか？	35

分野7 個人情報 ページ

7-01	個人情報保護・守秘義務とは？	36
7-02	民生委員・児童委員活動での情報を家族に話してもいい？	36
7-03	入院先の病院から「家族の連絡先を教えてください」といわれたら？	37
7-04	定例会で担当区域の方の個人名等を出して情報交換をしてもいいですか？	37
7-05	相談はどこで話したらいいですか？	38

分野8 その他 ページ

8-01	日常生活自立支援事業とは何ですか？	39
8-02	成年後見制度とは何ですか？	40
8-03	生活福祉資金貸付制度とは何ですか？	41
8-04	生活困窮者自立支援制度とは何ですか？	42
8-05	生活保護制度とは何ですか？	42
8-06	民生委員・児童委員の政治的中立性とはどのようなことですか？	43
8-07	民生委員・児童委員の調査事務(証明事務)にはどのようなものがありますか？	43
8-08	地域包括支援センターとは何ですか？	45
8-09	消費生活センターとは何ですか？	45
8-10	子育て世代包括支援センターとは何ですか？	46

Q
1-01 ある家族から一泊するので、留守番に来てほしい。「父(認知症疑い)をおいていくので見守りお願いね。夜は一人で寝るから心配ないわ。」と連絡がありました。

「私は家政婦ではない。こんなことまでするの?」と思いましたが、人がいい私はすぐには返事ができませんでした。

A
1-01 **Answer 1**
このような人はあまりいませんが、もちろん民生委員・児童委員の役割を逸脱しています。

相手にはきちんと民生委員・児童委員の活動範囲を伝え、学習してもらいましょう。会長または副会長に同行してもらい、民生委員・児童委員としての役割を説明します。

Answer 2
このようなとき、どこに相談すればよいか、地域包括支援センターに聞き、ご自身で相談するように伝えます。

Q
1-02 ゴミ出し、掃除、庭の草取り、買い物、付き添いを依頼されたときはどうすればいいですか?

A
1-02 **Answer 1**
原則としては、民生委員・児童委員として行う必要はありません。生活支援をお願いされた場合は、地域包括支援センターに相談しましょう。

Answer 2
民生委員・児童委員の活動は、人との対話が重要なので本人の様子を見て、手伝う(1回のみ)ことも必要なときがあります。次回からはサービスがあるので利用してくださいと連絡先を教えて理解してもらいましょう。

memo

Q
1-03 1人暮らしの高齢者の認知症が進んできたようです。どうしたらいいですか?

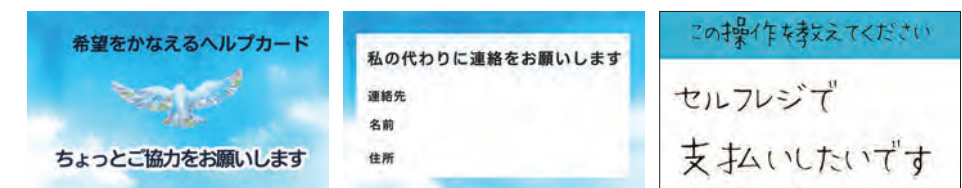
A
1-03 **Answer 1**
地域包括支援センターに連絡します。
家族にも連絡してもらい、一度来てもらえるなら、家族を交えて話し合いをしましょう。

Answer 2
地域包括支援センターの職員が訪問し、実態把握を行うとともに、本人および親族、介護保健関係機関、民生委員・児童委員等関係者からの情報をもとに、今後の対応について検討していきます。必要に応じて支援方針を検討する会議に出席をお願いされることがあります。

Q
1-04 近所の〇〇さんが同じ話を繰り返し言っている。認知症じゃないの? 民生委員・児童委員がデイサービス等に通えるようにできないの? と言われたとき、どうしたらいいですか?(生活保護受給者)

A
1-04 担当課にすぐにつなぎます(各市町村によって異なります)。
隣町に住む娘さんと家庭内、家族関係も話せる間柄なので、近況を伝えて病院への受診もすすめてみました。

Q
1-05 希望をかなえるヘルプカードとは?



詳しくは、「希望をかなえるヘルプカード」で検索

A
1-05 認知症の本人が自分の望み(やりたいこと、続けたいこと等)を、自らの力を活かして安心・安全・スムーズにかなえるために、ご本人が使うカードです。
自分が望むことや周囲の人にちょっとわかってほしいこと、お願いしたいことをカードに書いておき、必要なときにカードを出して使います。

Q
1-06

認知症の人が行方不明になり、家族や近隣の方から連絡があった場合の連絡先はどこですか？

A
1-06

認知症の人が行方不明になった場合は、時間が経過する程に、発見が難しくなってしまいます。行方不明になったことに気がついたときには、すぐに最寄りの警察署へ連絡してください。

Q
1-07

近隣の方から、「隣のおじいちゃんの姿を見かけなくなった。雨戸はいつも閉めないの、いるかいけないか不明。ちょっと来てよ。」と、連絡がありました。

A
1-07**Answer 1**

地域包括支援センターに連絡し、一緒に訪問できれば同行してもらいましょう。

様子を聞いてから、対応を検討します。買い物、病院、デイサービス等利用しているかもしれません、参考にしましょう。また、ご近所にも話を聞きましょう。

もし、保管名簿に家族の連絡先があっても、家族は民生委員・児童委員が関わっているかどうか知らないケースも多いので、地域包括支援センターに任せましょう。

Answer 2

日常生活（新聞受け、電気メーター、照明）の痕跡を確認してから、地域包括支援センターへ連絡します。

できれば、一人暮らし高齢者については、定期的に訪問（連絡をとって）し、情報を把握しておくことも役立つと思います。（居住者調査ができていれば良いと思います）

memo

.....

.....

.....

Q
1-08

いつも参加していた地域の行事に来ないため、訪問したらポストに郵便物やチラシ、新聞がたまっていました。もしかしたら家の中で倒れているかもしれない、と思ったときの対応は？

A
1-08**【もしかして、と思ったときの対応の例】**

- ① 訪問し、応答がないか確認しましょう。
 - ② ご近所や親しくしていた人、親族等へ連絡し、様子を聞いてみましょう。不在の理由を知っているかもしれません。
- ※安否確認ができない場合、担当課、地域包括支援センターへ連絡しましょう。

<参考>**【もしかして、と思うきっかけの例】**

- ・急に姿を見かけなくなった。
- ・洗濯物が干しっぱなし。
- ・夜、明かりが灯らない。
- ・一晩中、明かりが灯っている。
- ・昼間、カーテンも窓も開かない。

memo

.....

.....

.....

Q
1-09 施錠された家の中で倒れている人を発見したら？

A
1-09 意思の疎通ができる場合がありますので、家の外からで良いので、倒れている人に呼びかけを行きましょう。
反応が無ければ次に消防署 (☎119) と警察署 (☎110) へ通報しましょう。
救急隊員や警察官の指示に従って行動しましょう。

Q
1-10 身寄りのない単身者が亡くなったら？ (生活保護受給者ではない場合)
※身寄りを把握していない、身寄りと連絡がつかない、身寄りが対応を拒否する場合等を含みます。

A
1-10 自宅で亡くなった場合は、警察に連絡してください。警察は死亡原因や事件性などを調べた後に、遺体の引き取り手がないようであれば自治体(担当課)へ連絡します。
警察が身寄りを探すときに、民生委員・児童委員に情報を求めることがありますので、その際は知っていることを伝えましょう。
警察の許可なしで部屋に入らないこと。

memo

.....

.....

.....

Q
1-11 身寄りのない単身者が亡くなったら？ (生活保護受給者の場合)

A
1-11 自宅で亡くなった場合、担当課と警察に連絡してください。
民生委員・児童委員に葬儀執行者として葬祭扶助費の申請を求められる場合があります。

Q
1-12 世話になりたくないという人への対応は、どうすればいいですか？

A
1-12 住民の方の中には「人の世話になりたくない・干渉してほしくない」という方もいます。しかし、特にひとり暮らし高齢者の方などは、緊急時に対応できるよう、日頃から見守っていく必要があります。
無理に進めようとはせず、あいさつ等から時間をかけて声かけをしていきましょう。
また、本人が希望したときに連絡できるよう、連絡先を渡すなどしておいくことも大切です。

支援や見守り活動を拒否される理由も受け入れ、場合によっては地域包括支援センターへ相談・連絡をお願いします。

memo

.....

.....

.....

Q
1-13

近所の方から「時々大声があったり、物音がしたりするから、すぐ来てくれない?」と、連絡がありました。

虐待? 記録によると父親と娘の二人暮らしです。

先日の昼間、見守りに行くと父親がでてきて、世間話をしました。今回はチャイムの応答がありません。

A
1-13

虐待または虐待の疑いがある場合は、関係機関へ通報の義務があります。地域包括支援センターや埼玉県虐待通報ダイヤル「#7171(ないない)」(※24時間365日対応)に連絡しましょう。

今回の場合、虐待かどうかこれだけでは分かりません。担当課または地域包括支援センターに連絡しましょう。

Q
1-14

大型台風(強風と大雨が予想される)襲来の予報があり、一人暮らしの高齢者より心細いと連絡が入りました。どのように対応しますか?

A
1-14

見守りを受けている一人暮らし高齢者の安否確認のため、電話連絡をしましょう。

また、ご近所にも電話でお声かけしましょう。

memo

.....

.....

.....

Q
2-01

障がい者が困っているときの相談先は?

A
2-01

どのようなことで困っているのか話をよく聞いたうえで、担当課や相談支援事業所へ連絡してください。

Q
2-02

障がいのある方が虐待を受けているかもしれないときの対応は?

A
2-02

家から大きな音や声が聞こえ、虐待や虐待の疑いがある場合、すぐ担当課へ連絡しましょう。

夜間、休日の場合、24時間365日受け付けている埼玉県虐待通報ダイヤル「#7171」へ通報しましょう。

memo

.....

.....

.....

Q
2-03

ヘルプマークとヘルプカードとは？

〔一例として〕



ヘルプマーク

あなたの支援が必要です。 ヘルプカード こしがや 越谷市		【医療情報等】 障がい名・病名() かかりつけの病院等 電話 主治医 服薬(有・無)	
①	名前	④	【配慮してほしいこと】
②	住所	⑤	☐ ()が不自由です ☐ 人工透析をしています ☐ ペースメーカーを使用しています ☐ ストマ用器具(尿路・消化器)を使用しています ☐ ()発作があります 対応方法()
③	緊急連絡先	⑥	☐ アレルギーがあります 内容() ☐ コミュニケーションが苦手です ☐ 簡単な言葉で説明してください ☐ 筆談で伝えてください ☐ 手話通訳が必要です ☐ わかるように合図してください(ジェスチャー等) ☐ 移動の際、介助してください
⑧	あなたの支援が必要です!! カードを聞いてみてください! 越谷市役所 障害福祉課 TEL 048-963-9164 FAX 048-963-9171	⑦	【その他、配慮してほしいこと、伝えたいこと】

ヘルプカード(越谷市/2022年10月現在)
※折りたたむと名刺サイズになります

A
2-03

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

ヘルプカード

障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、援助や配慮が必要と周囲の人に伝えるためのカードです。

カードには、緊急連絡先や障がい、病気の特徴、飲み薬、アレルギー、かかりつけ医、手伝ってほしいこと等を記入します。

memo

Q
3-01

近隣の方から「子どもを虐待しているようだ。夜中になると不安。」との連絡がありました。

A
3-01

虐待かもと思ったときには、児童相談所虐待ダイヤル「189」(休日夜間を含め24時間対応)で、通告・相談しましょう。

「今、まさに虐待されているようだ」といった緊急の場合は、110番通報で警察に連絡してください。

- 匿名でも電話することが出来ます。
 - 連絡した内容に間違いがあっても責任を問われることはありません。
 - 電話をした人の個人情報や話した内容について秘密が守られます。
- ※なお、警察(110番)でも子ども虐待の連絡を受け付けています。

地区の主任児童委員と連携して対応しましょう。

Q
3-02

夕方、遅くまで一人で近くの公園で遊んでいる子どもがいます。変に疑われてもいやなのですが、声掛けしてみました。いつも返事がありません。いつの間にか、姿が見えなくなります。

A
3-02

- ① 主任児童委員に連絡して一緒に対応しましょう。
- ② 担当課に相談しましょう。
- ③ この件は子どもの安全が第一です、声かけをしながら見守ることが必要です。

memo

Q
3-03

夏休み前に恒例の小学校との連絡会(民生委員・児童委員対象)があり、学校側から夏休み中の地域の子どもの見守りを希望されました。また問題家庭の(実名・家族構成)見守りも依頼されました。できる範囲で構わないとの注釈付きでしたが、自分は民生委員・児童委員になりたてで、こんなことまで?と疑いが出ました。学校の問題ではないの?

A
3-03

子育てを社会全体で支える「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」を進めるために地域の学校に協力することは、児童委員の活動の役割の一つです。

自分の出来る範囲で十分です。一人で活動せず不安な場合は2人以上で活動しましょう。

主任児童委員と連携しましょう。

見守りをする際のポイントは

◎遠目の(間接的)見守り

- 住居の様子
 - ・洗濯物が干してあるか。
 - ・夕方に室内の照明がついているか。
 - ・泣き声や怒鳴り声が聞えるか。
- 保護者の様子
 - ・仕事に行っていそうか。(出社・帰宅時間、車は何時頃出発するか)
- 子どもの様子
 - ・夜、1人で外にいないか。
 - ・他の子どもとの遊びの様子など

◎訪問(直接的な)見守り

どうしても場合に行います。その際は主任児童委員や関係機関の職員など複数人で訪問しましょう。

※安易に近所の友人に様子を聴かないようにしましょう。

memo

.....

.....

Q
3-04

「父親は長期単身赴任で子ども2人と母親の3人暮らしです。母親の体調が悪いので下の小学校1年の女の子の学校までの付き添いをお願いしたい。」学校から依頼されました。通学班がない(小学生ゼロ)とのことでした。学校までは距離もあり一人では大変かと思い、毎日のことになるが、おとなしい子で素直なので引き受けました。2か月たって、最近では引き受けたのは失敗かなと考え始めました。どうしましょう。

A
3-04

簡単には解決策は見つからないかと思いますが、学校側と一度相談、母親の状況も確認し、行政と相談しましょう。女の子が一番優先されるのは当然ですが。

主任児童委員とも連携しましょう。

Q
3-05

「明日の午後4時間位、孫2人を預かってもらえない?家族で出かけたい。車がないのでお願いしたい。」近所の方から電話がありました。この様なことは今までなかったので、迷いましたが、いつも仲良くしている家族なので引き受けました。大変でした。

A
3-05

民生委員・児童委員は様々な生活相談に応じていますが、なかには業務の範囲を超えた依頼が寄せられることがあります。今回の依頼は委員の業務として直接対応することではありません。万一事故などが起きた場合は、民生委員・児童委員活動保険制度の公務補償の対象にならない場合があります。トラブルを避けるためにも、預かり制度など紹介しましょう。

memo

.....

.....

.....

Q
3-06

中学校の教頭から「〇〇さんの家の様子を見てほしい。現在家族3人（母、中学生、小学生、父不明？ 学校の書類では父親の名前はあるが）だが、長男がこの4月から不登校です。」と、連絡がありました。外観だけは見てきました。4軒同じような造りで比較的新しい感じです。

A
3-06

- ①主任児童委員に連絡して一緒に対応しましょう。
②わかる範囲で報告しましょう。

見守りをする際のポイントは

◎遠目の（間接的）見守り

- 住居の様子
 - ・洗濯物が干してあるか。
 - ・夕方に室内の照明がついているか。
 - ・泣き声や怒鳴り声が聞えるか。
- 保護者の様子
 - ・仕事に行っていそうか。（出社・帰宅時間、車は何時頃出発するか）
- 子どもの様子
 - ・夜、1人で外にいないか。
 - ・他の子どもとの遊びの様子など

◎訪問（直接的な）見守り

どうしても場合に行きます。その際は主任児童委員や関係機関の職員など複数人で訪問しましょう。

※安易に近所の友人に様子を聴かないようにしましょう。

memo

.....

.....

.....

Q
4-01

「ちょうどよかった。お金がないのよ。少し貸してくれない？」と、支援している方から生活が苦しいからお金を貸してほしいと相談されました。

A
4-01

Answer 1

民生委員・児童委員は金銭貸借をしてはいけません。対象者全員に対応することはできないので、はっきりと断りましょう。

病気や失業などで生活が苦しい場合などは、担当課や社会福祉協議会へ相談するよう情報提供しましょう。（生活保護、生活困窮者自立支援制度へ）

Answer 2

※生活保護受給者の場合は、毎月支給日に1か月分を渡しています。特別な事情で生活に困っているようであれば、担当ケースワーカーに相談するよう伝えてください。

Q
4-02

近所の噂で、ひとり親家庭（子ども2人）を訪問したら、「電気を止められて、テレビが見られない。」と相談されました。

A
4-02

話をよく聞いたうえで、（今まで生活できていたのに、どうしてそうなってしまったのか等）担当課や社会福祉協議会へつなぎましょう（生活保護、生活困窮者自立支援制度等へ）。

memo

.....

.....

.....

Q
4-03

近所のごみ屋敷について相談されました。

A
4-03

民生委員・児童委員として介入しても解決は困難なため、聞いたからといって、すぐに動かない。
相談者からよく話を聞いたうえで、担当課へつなぎましょう。

memo _____

Q
5-01

災害発生時に、民生委員・児童委員の立場と行動についての指針はありますか。

A
5-01

全国民生委員児童委員連合会では、平常時・発災時・発災後と時間経過の中での取り組み指針を示しています。

災害に備える民生委員・児童委員活動10か条

(平成31年3月策定)

- 第1条 自分自身と家族の安全を最優先に考える
- 第2条 無理のない活動を心がける
※発災から一定の時間が経過するなど、自らが被害を受けることが想定されない状況となっていることが大切です。身の安全が確保できない時は活動すべきではありません
- 第3条 地域住民や地域の団体とつながり、協働して取り組む
- 第4条 災害時の活動は日頃の委員活動の延長線上にあることを意識する
※「災害時」とは、発災時やその直後のみを指しているものではなく、避難生活期、復興期までを含めています
- 第5条 民児協の方針を組織として決めておく
- 第6条 名簿の保管方法、更新方法を決めておく
- 第7条 行政と協議し、情報共有のあり方を決めておく
- 第8条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する
- 第9条 孤立を防ぎ、地域の再構築を働きかける
- 第10条 民生委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する

<参考>

毎年防災訓練（自治会の対応方針の確認）や、平常時に避難行動要支援者や高齢者あんしん台帳の方々の災害時の対応を決めておくことも大事です。

発災後は委員同士の連携により対応していくことになります。

memo _____

Q
5-02

担当区域内で災害が起きたとき、何か対応するのでしょうか？

A
5-02

事前に対応方針を定めている場合は、定められた方針に従って対応しましょう。

定められていない場合は、自治会や単位民児協会長に確認してみましょう。

memo

.....

.....

.....

Q
6-01

定例会は出席しなくてはならないのですか？何をするのですか？

A
6-01

定例会は委員同士が活動内容の共有を図るとともに、行政機関や社協等との連携・協働、地域の生活関連情報の共有や福祉課題の分析、住民支援の検討などを行う場として重要な意味をもっています。

出席して日頃の活動の悩み等を伝え、一人で抱え込まないようにしましょう。

Q
6-02

民生委員・児童委員活動をするうえで、困ったときや悩んだとき、地域住民からの相談だったり活動中に遭遇する諸々の出来事にどう対応したらよいか、悩みます。

A
6-02

一人で悩むことなく・先輩委員や単位民児協会長に相談(経験から知り得た指示をすぐに出してもらえる)・福祉係(民児協事務局)なり、社会福祉協議会、地域包括支援センターに連絡、つなぐことでほとんどが解決します。

memo

.....

.....

.....

Q
6-03

見守り対象者の家庭に、どのくらいの頻度で訪問すればいいでしょうか？

A
6-03

見守り対象者の事情と委員自身の活動負担を考慮し、必要に応じて訪問しましょう。

Q
6-04

住民の生活状態を把握するためには、一軒一軒訪問しなくてはいいの？

A
6-04

民生委員・児童委員として活動していくうえで、住民の方と顔を合わせて話すことが大切だと思います。

行政等から要請や提供される情報等を使って、必要なときに訪問しましょう。また、市町村民児協や単位民児協で訪問対象が定められていれば、その定めにも従ってください。

memo

.....

.....

.....

Q
6-05

入院時の保証書や手術の同意書の署名を求められました。どのように対応したらいいですか？

A
6-05

民生委員・児童委員として署名してはいけません。

民生委員・児童委員としては、日頃からひとり暮らし高齢者の親族等の連絡先をなるべく把握し、緊急時に病院等から問い合わせがあった場合には、民生委員・児童委員から親族等へ連絡し、病院等と連絡を取るよう伝えてください。

状況によっては、病院等に連絡先等を知らせることになりますので「病院等へ知らせてよい」という同意を親族等から事前にいただしておくことが望ましいです。緊急の場合には、同意がなくても病院等へ連絡先等を知らせることができます。

Q
6-06

支援している方が救急搬送されました。たまたま近所にいたので、駆け付けると救急隊員から「民生委員なら同乗してもらえますか？」と言われ、とっさに同乗してしまいました。

病気、家族、連絡先等色々聞かれましたが、分からないことの方が多く困りました。

帰りは搬送先（不便な場所）から仕方なくタクシーを使いました。持ち合わせがなく、自宅で支払いました。民生委員・児童委員なんか引き受けなければよかった。

A
6-06

大変でしたね。結構よくある話ですよ。ただし、民生委員・児童委員が同乗する必要はありません。

家族がいない、日頃の付き合い、かかりつけ医名を事前に聞いておいて、救急隊員に伝えましょう。

memo

.....

.....

.....

Q
6-07

関係機関から担当区域内の方（高齢の男性一人暮らし）の見守りを頼まれました。1人では不安なのでその方の近所の人にも見守りを頼みました。大丈夫ですね。

A
6-07

関係機関からの見守り依頼はあまり無いと思いますが、やはり地域包括支援センターへ連絡をとることがベストです。自分以外の人への依頼は守秘義務違反になります。

Q
6-08

担当区域内のオートロックタイプのマンションにお住まいの方がいらっしゃいます。一部名簿は引き継ぎで手元にありますが、電話番号等の記載はありません。見守り等の活動はどのようにしたらいいですか。

A
6-08

相手の部屋番号がわかれば、マンション入り口で番号をプッシュして要件を伝えましょう。

memo

.....

.....

.....

Q
6-09

私は結構おしゃべりだと思います。いつも相手の話を最後まで聞かずにしゃべってしまいます。民生委員・児童委員の資格はないのかも知れません。

A
6-09

難しいですね。話を聞くときは、自分の意見は我慢しましょう。相手が何を言いたいのか、しっかり聞くようにしましょう。
傾聴の講習など参考にしましょう。

Q
6-10

近所のこと、家族間のことの相談対応は？（民生委員の三つ折り訪問カードに『気軽に相談』とあるので、何でもと感じている人も多い。）

A
6-10

相手の立場になって、話を聞くにつきます。
話すだけ話すと、落ち着いていく様子が見受けられます。片方だけの意見に惑わされずに見守ります。

memo

.....

.....

.....

高齢者

障がい者

児童

生活困窮者

災害

民児協活動

個人情報

その他

Q
6-11

民生委員・児童委員で大変な仕事よね！の声に。

A
6-11

支援や声かけ訪問で係わった人やそのご家族の方から、「いつもありがとうございます。」とか、「おばあちゃんが亡くなりました。」との報告とともに「見守ってくださり、ありがとうございました。」その一言が嬉しく、今まで民生委員・児童委員活動をしてきて良かったと感じられる一時です。

Q
6-12

役所等への申請手続きに伴う証明を求められたら、どうしたらよいのでしょうか。

A
6-12

依頼人は、一般的に「証明」等の表現を使用すると思われますが、埼玉県の場合は「調査書」で対応していることを説明してください。

依頼を受けた場合、「調査書」の発行が適当であるか、検討することが必要です。依頼内容を検討したうえで発行してください。事務局に問い合わせましょう。

memo

.....

.....

.....

Q
6-13

担当区域内に住む高齢男性が亡くなられ、娘さん（別に居住）から父親の未支給年金を受給するため、「生計同一関係に関する申立書」の証明を依頼されました。年金事務所で民生委員・児童委員に証明してもらえばよいと言われたそうです。

A
6-13

「生計同一関係に関する申立書」の証明は第三者（三親等内の親族でなければ可）であればよく、民生委員・児童委員に限定されている訳ではありません。年金事務所または市町村の年金担当課に問い合わせてもらいましょう。
※後見人がいる場合は関与しません。

Q
6-14

民生委員・児童委員は、選挙運動ができますか？

A
6-14

選挙事務所への出入りはやめましょう。当然、選挙カーに同乗しての応援も失礼の無いよう断りましょう。結構見られていますよ、ポスター貼りを見られて市町村への通報もあったと何回か聞いたことがあります。
また、なにげない署名活動も選挙に関係することがあるのでやめましょう。

memo

.....

.....

.....

Q

7-01

個人情報保護・守秘義務とは？

A

7-01

生存する個人に関する情報のことで、氏名、生年月日、住所、性別、家族構成、勤務先、写真、映像等組み合わせた情報全体が個人情報となります。民生委員法第15条で「職務上知ることができた秘密を他に漏らすてはならない。

※委員同士の何気ない普段の会話でも、それを聞いた市民は「個人情報を漏らしている」と感じる場合があります。

※近所同士のうわさ話等であっても、民生委員・児童委員として常にみられているという意識を持ちましょう。

Q

7-02

民生委員・児童委員活動での情報を家族に話してもいい？

A

7-02

たとえ夫婦間でも共有してはいけません。

memo

Q

7-03

支援している一人暮らしの高齢者が緊急入院しました。見舞いに行ったら、病院から「家族の連絡先を教えてください」といわれ、連絡先を教えました。

A

7-03

単位民児協会長にまず相談しましょう。

「家族の連絡先は個人情報」です。病院には「家族から連絡させます」等伝え、家族に連絡しましょう。

近隣の人からの依頼、支援者の入院時の見舞い、葬儀、香典等は、担当区域の人へ平等に行えるのであれば良いですが、この人へは「する」、あの人へは「しない」ということのないよう話します。

Q

7-04

担当区域の方の個人名等を出して、定例会で情報交換をしました。

A

7-04

定例会でも、本人の了解を事前に取り付けけない限り、個人情報を伴う意見交換はだめです。匿名化しましょう。

memo

分野 8 その他

Q
7-05

相談者が自宅に来たので、居間でお茶をだして相談内容を聞きました。
また、相談者の自宅でもすすめられたので、家にあがって相談相手になりました。

A
7-05

できたら玄関口で話しましょう。その際にはドア等は少し開けておきます。
大丈夫と思いますが、通行中の人とか、他の人に聞かれないよう配慮しましょう。

memo

.....

.....

.....

Q
8-01

日常生活自立支援事業とは何ですか？

A
8-01

社会福祉協議会が窓口となっている権利を擁護する事業(愛称：あんしんサポートねっと)です。認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が充分でない方に対して、地域で自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助を行います。

援助内容は「福祉サービスの利用に関する援助」に限定され、また取消権はありません。

例えば「判断能力が不十分な方が、契約内容がきちんと理解できないために高額な商品の売買契約を結んでしまった。」等の場合には有効な対処方法がありません。

また、日常生活自立支援事業の対象者は、日常生活上の判断能力が不十分であっても契約締結の能力があることが前提となりますので、年齢とともに判断能力・意思能力が低下した場合は、成年後見制度を活用することが望ましいこととなります。

memo

.....

.....

.....

Q

成年後見制度とは何ですか？

8-02

A

8-02

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方は、財産管理(不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など)や身上保護(介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など)などの法律行為をひとりで行うのがむずかしい場合があります。

また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような事態を防ぐため、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、判断能力の不十分であることで契約等の法律行為における意思決定が困難な方の判断能力を補い、財産等の権利を擁護する制度が成年後見制度です。

成年後見制度は、大きく分けると「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つがあります。

「任意後見制度」は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。

本人の判断能力が低下したときに、任意後見契約で決めた事項について、本人の意思に従った適切な保護・支援をすることができます。

「法定後見制度」は、判断能力が不十分になったとき、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。この制度は、「補助」「保佐」「後見」の3つに分かれていて、判断能力の程度や本人の事情に応じて選べるようになっています。

成年後見人(成年後見人・保佐人・補助人)が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることで本人を保護・支援します。

memo

Q

生活福祉資金貸付制度とは何ですか？

8-03

A

8-03

生活福祉資金貸付制度は、一定の要件を満たす世帯に対し、民生委員・児童委員や市町村社会福祉協議会などによる必要な相談支援と併せて、資金を貸し付け、世帯の自立を支援する制度です。

○資金の種類

- ①総合支援資金…失業等により収入が減少し、生計の維持が困難となった世帯への貸付
- ②福祉資金(福祉費)…自立した日常生活を送るために必要な経費の貸付
- ③福祉資金(緊急小口資金)…緊急かつ一時的に生計の維持が困難となる場合の貸付
- ④教育支援資金…高校・専門学校・短大・大学等への就学に必要な経費の貸付
- ⑤不動産担保型生活資金…居住用不動産を担保にした生活費の貸付

○制度の主なポイント

- ①世帯単位の貸付
- ②民生委員・児童委員から支援を受けることが前提
- ③他法・他制度が優先
- ④連帯保証人が原則1名必要
- ⑤既に発注・購入・支払済みのものは対象外

○民生委員・児童委員の役割

日頃の相談・支援を行う過程で、本貸付制度により資金の貸付の必要性があると考えられる場合に市町村社会福祉協議会に繋いでください。

借入申込に至った場合、借入申込者やその世帯員との面談等を行い、貸付が必要かどうか等、客観的な意見を書類に記載してください。

貸付後、借受世帯の身近な相談役として、「世帯の状況把握」と「見守り支援」を行ってください。(滞納世帯への督促ではありません)

<参考>生活福祉資金貸付制度の始まり 貧困防止と自立更生を促進するために取り組んだ民生委員・児童委員による「世帯更生運動」を原点に、昭和30年、低所得世帯の自立助長を図ることを目的に「世帯更生資金貸付制度」として創設されました。

Q
8-04

生活困窮者自立支援制度とは何ですか？

A
8-04

「第二のセーフティネット」として、生活保護に至っていない生活困窮者に対し、自立に向けた支援を行う制度です。

平成25年に成立した生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年4月から福祉事務所を設置する自治体が実施主体となり、それぞれの事業を直営または委託により実施しています。

この制度は、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」、「生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり」を大きくふたつの目標としています。

事業は、必須事業である「自立相談支援事業」と「居住確保給付金の支給」に加え、地域の実情に合わせて支援が提供できるよう、任意事業として「就労準備支援事業」「一時生活支援事業」「家計改善支援事業」「子どもの学習・生活支援事業」を用意しています。

Q
8-05

生活保護制度とは何ですか？

A
8-05

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

保護の内容としては、①生活扶助 ②教育扶助 ③住宅扶助 ④医療扶助 ⑤介護扶助 ⑥出産扶助 ⑦生業扶助 ⑧葬祭扶助 の8種類があり、現金支給だけでなく、必要なサービスの提供でおこなわれる場合もあります。

memo

.....

.....

.....

Q
8-06

民生委員・児童委員の政治的中立性とはどのようなことですか？

A
8-06

民生委員法第16条第1項「民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない」と規定しています。民生委員の職務上の地位を政治的に利用することを禁止したものです。そのため、民生委員本人が選挙に立候補する場合には、基本的に民生委員を辞任したうえで立候補していると思います。

また、担当区域内で特定候補の応援等を行うことは、たとえそれが住民に直接働きかけるものでなかったとしても、間接的に住民に影響を及ぼさないとも限りません。職務上の地位を利用したか否かの判断は非常に困難ですから、担当区域内での活動は避けることが適当です。

ただし、この規定は、民生委員が個人として政党に加入し、また政治的活動を行うことまでを禁止しているものではありません。

Q
8-07

民生委員・児童委員の調査事務（証明事務）にはどのようなものがありますか。

A
8-07

民生委員・児童委員活動には、調査事務があります。職務として明確に規定されていませんが、地域住民への福祉サービスの一環として捉え、これまで取り組まれてきました。

民生委員・児童委員が発行する「調査書」は、行政等が発行する「証明書」とは異なります。活動の範囲内で確認できた調査の結果をありのまま記します。事実を確認できない場合は、その旨を記すことになります。調査事務には、取扱いの範囲があり、対応できるものと、そうでないものがあります。

対応するものは、調査事務を行うことで住民の生活状況や維持に対する支援となり、かつ、福祉サービスの利用等を目的とすることが大前提です。

次ページ ▶

memo

.....

.....

.....

続き ▶ 【対応するもの】

(1) 法令や通知、国や自治体が定める要綱等に協力を定められているもの

行政協力は民生委員・児童委員の職務である。よって、法律や施行令、通知、条令等に民生委員・児童委員の協力や援助・助言を求められているものについては、その対応を行う。

(2) 「補充性」をもつものとして扱われるもの

公的機関の証明の他にさらにそれを補う確認が必要となるものは、対応する。

【対応しないもの】

(1) 状況確認ができないもの

住民の生活状況の改善や維持に対する支援であり、かつ、福祉サービスの利用等を目的としている場合であっても、本人や対象者と面識がなく(あるいはそれに等しく)、生活状況の確認が困難な場合や、あいまいな場合は対応しない。

(2) 代替手段のあるもの

公的機関の発行する書類で対応できる場合、また、私的機関・団体等自らが事実を調査し証明書類を発行することができる場合は、対応しない。

(3) 法的証拠として扱われるもの

民生委員・児童委員は中立公性に住民に接する立場であることから、訴訟のなかで一方の住民側の証拠として提出されるものについては、対応しない。また、本来裁判所の判断により「証明」されるべきもの(相続放棄証明、養子縁組証明等)は、扱わない。

※なお、上記以外の場合で、公共性・中立性の高い機関・団体等が、それぞれの独自規定により民生委員・児童委員の協力を求めている場合で、福祉サービスの利用等を目的としたものについては、必要に応じて対応するものとする。

※また、上記に関わる判断は、委員個人もしくは民児協において行うものとし、必要に応じて、行政や関係機関・団体等とも調整するものとする。

Q
8-08

地域包括支援センターとは何ですか？

A
8-08

介護保険法に基づき設置され、地域住民の保健医療の向上、虐待防止などの権利擁護、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関です。多くの自治体では、高齢者の生活課題に関する総合窓口となっています。

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員(ケアマネージャー)が連携し、必要な機関と協力・調整して、問題解決のお手伝いをします。

別の名称や愛称で呼ばれていることもありますので、地域のセンターを確認しましょう。

◇担当区域の地域包括支援センター◇
(連絡先)

Q
8-09

消費生活センターとは何ですか？

A
8-09

地方公共団体が設置する機関で、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたります。

消費者ホットライン ☎188
(身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を案内します)

memo

Q

子育て世代包括支援センターとは何ですか？

8-10

A

妊娠、出産から子育て期の悩み・不安をワンストップで相談・解決します。
保健師等の専門家が、妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対し、医療・保険・福祉など幅広いサービスを一体的に提供するため調整を行う機関です。
実施主体は市町村です。

8-10

memo

.....

.....

.....

参考資料

ページ	Q & A	資 料
20	Q2-03	・東京都福祉保健局HP「ヘルプマーク」
20	Q2-03	・東京都福祉保健局HP「ヘルプカード」
27	Q5-01	・全国民生委員児童委員連合会発行 「民生委員・児童委員のひろば2022年7月号」p.5
39	Q8-01	・埼玉県地域包括ケア課HP 「関連する事業『日常生活自立支援事業(愛称：あんしんサポートねっと)』 について」
40	Q8-02	・厚生労働省HP「成年後見制度とは？」
41	Q8-03	・埼玉県民児協だよりNo.169(令和4年4月1日発行)p.8-9 「世帯の自立を支援する生活福祉資金(埼玉県社協 生活支援部資金課)」
42	Q8-05	・厚生労働省HP「生活保護制度」
43	Q8-06	・全国民生委員児童委員連合会発行 「単位民児協運営の手引き【令和4年3月版】」p.115
45	Q8-09	・独立行政法人国民生活センターHP「全国の消費生活センター等」
46	Q8-10	・厚生労働省HP「子育て世代包括支援センター設置運営について(平成29年3月31日)」

担当区域の関係機関・団体 連絡先一覧

関係機関・団体	名 称	TEL
①市役所、町村役場の高齢者担当課		
②市役所、町村役場の子ども・子育て家庭担当課		
③市役所、町村役場の障がい児者担当課		
④市役所、町村役場の生活保護担当課		
⑤市役所、町村役場の教育委員会		
⑥生活困窮者自立支援機関		
⑦地域包括支援センター		
⑧障がい者相談支援事業所		
⑨地域子育て支援センター(地域子育て支援拠点)		
⑩市町村社会福祉協議会		
⑪保健所(都道府県組織)・保健センター(市町村組織)		
⑫児童相談所(都道府県組織)		
⑬福祉事務所(都道府県組織, 町村の場合)		
⑭精神保健福祉センター(都道府県組織)		
⑮発達障がい者支援センター(都道府県組織等)		
⑯ハローワーク(国組織)		
⑰介護事業所		
⑱障がい者福祉サービス事業所		
⑲保育所・幼稚園・認定こども園		
⑳小学校		
㉑中学校		
㉒地域子育てひろば		
㉓地域若者サポートステーション		
㉔消費生活センター		
㉕医療機関(病院・診療所など)		
㉖警察署		
㉗消防署		
㉘自治会・町内会		
㉙		
㉚		
㉛		

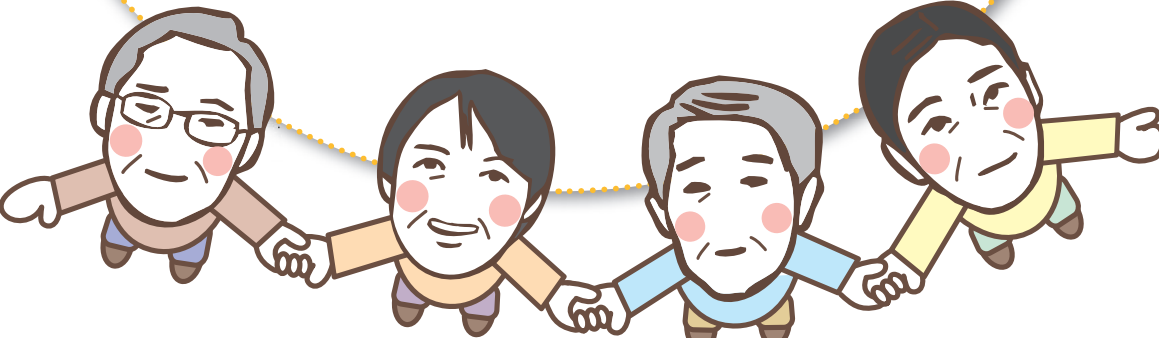


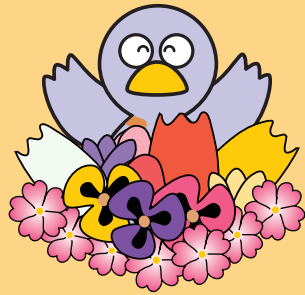
民生委員・児童委員、主任児童委員
活動ハンドブック
— 8つの分野の活動Q&A —

発 行 年／ 令和4年10月 初版
企画・編集／ 一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会
広報部会 ハンドブック作成委員会
部会長 寺田治子、副部会長 藤野美佐子、副部会長 志子田健一
部会員 野口博巳、部会員 臼井 秀、部会員 長谷川朱實
部会員 風間和江

発 行 人／ 大谷富夫
発 行 所／ 一般財団法人埼玉県民生委員・児童委員協議会
〒330-0075埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65
彩の国すこやかプラザ内
TEL：048(822)1197 FAX：048(824)6586

印 刷／ 関東図書株式会社
〒336-0021埼玉県さいたま市南区別所3-1-10
TEL：048(862)2901 FAX：048(862)2908





埼玉県マスコット「コバトン」